

令和4年度 税制改正に関する要望の結果について

一般社団法人 全国建設業協会

本会では、各都道府県建設業協会の税制改正に関する意見を取りまとめ、「令和4年度 税制改正に関する要望」として自由民主党や国土交通省へ要望書を提出する等の要望活動を行いました。

令和3年12月10日に、自民、公明両党において「令和4年度税制改正大綱」が取り纏められ、12月24日に閣議決定されました。本会の要望結果について以下のとおり報告いたします。

1. 工事契約に係る印紙税の撤廃等	結果
<p>印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものである。しかし、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっている。</p> <p>また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は不課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書が課税されていないことから是正すべきである。</p> <p>課税の公平性・中立性の観点からも、工事請負契約書に係る印紙税の撤廃をしていただきたい。やむを得ない場合は、軽減措置の延長をしていただきたい。</p> <p>⇒撤廃は認められなかったが、軽減措置は2年延長となった。</p>	<p>【撤廃】</p> <p>×</p> <p>【延長】</p> <p>○</p>
2. 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る特別措置の創設	結果
<p>建設キャリアアップシステムの普及を図るために、導入に必要なPC、カードリーダー等の設備投資及びシステム登録料について、税額控除等による特別措置の創設をお願いしたい。</p> <p>⇒創設は認められなかった。</p>	<p>【創設】</p> <p>×</p>
3. 新型コロナウイルス感染症対策のための中小事業者における固定資産税・都市計画税の減免措置の継続	結果
<p>中小事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税及び都市計画税を減免（ゼロ又は1/2）する措置について、令和4年度課税分についても同様の減免措置を継続（コロナ前である一昨年との比率で事業収入が減少している場合に減免）していただきたい。</p> <p>⇒要望は認められなかったが、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。</p>	<p>【継続】</p> <p>×</p>
4. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ等	結果
<p>昨今、建設業界では人手不足を補うために生産性の向上を目的としてIT機器等の導入及び利活用が積極的に図られている。</p> <p>IT機器等は、その取得価額の全額が損金算入できる限度額の10万円を超えることも多いため、実態に即して取得価額の全額が損金算入できる減価償却資産の限度額を10万円未満から30万円未満に引上げることを要望する。</p> <p>また、この引上げが難しい場合においても、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置（取得価額10万円→30万円）の延長及び年間上限額（300万円）の引上げを要望する。</p> <p>⇒引上げは認められなかったが、条件※付きで特例措置の延長（2年）は認められた。 ※対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。</p>	<p>【引上げ】</p> <p>×</p> <p>【延長】</p> <p>○</p>

5. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長	結果
<p>中小企業者等は経営基盤が脆弱であるため、当該特例措置は業績の低迷時における企業経営の下支えとなっている。また、中小企業の経営力は大企業と比較し質量ともに不足し、好不況に左右されるため、年度における欠損を解消することにより経営を軌道に乗せ、事業の継続を図るためには一定程度のセーフティネットが不可欠である。</p> <p>そのため、欠損金が生じた前年度に納付した法人税から欠損金の分だけ還付を受けることができる欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置を延長していただきたい。</p> <p>⇒拡充※した上で、適用期限を2年延長する。</p> <p>※中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置を租税特別措置法に規定した上、適用期限を2年延長する。</p>	<p>【延長】</p> <p>○</p>

6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置および住宅建設・売買に伴う登録免許税の軽減措置の延長	結果
<p>住宅取得の活性化は、都市部・地方部を問わず内需の拡大に繋がるものであり、また、住宅取得者の初期負担の軽減を通じて良質な住宅の建設を促進する必要がある。このため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置（一般住宅3年間1/2、マンション5年間1/2）を延長していただきたい。また、住宅建設・売買に伴う登録免許税に関する軽減措置（保存登記本則0.4%→特例0.2%、移転登記本則2%→0.3%等）も併せて延長していただきたい。</p> <p>⇒条件※付きで、適用期限を2年延長する。</p> <p>※新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、土砂災害特別警戒区域等の区域内で一定の住宅建設を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅を適用対象から除外した上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>※登録免許税について、</p> <p>住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置は、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋であることを加えた上、その適用期限を2年延長する。</p>	<p>【延長】</p> <p>○</p>

7. 地方拠点強化税制の延長	結果
<p>地域建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手である。地方の中小建設企業は依然として余裕のある経営状況ではないことから、地方拠点強化税制（本社機能の地方移転や地方での拡充を行う場合にオフィス減税（特別償却又は税額控除）や雇用促進税制（税額控除）の適用ができる税制）を延長していただきたい。</p> <p>⇒適用期限を2年延長する。</p>	<p>【延長】</p> <p>○</p>

8. 交際費課税に係る特例措置の延長	結果
<p>中小法人は大法人に比べ販売促進手段が限られており、交際費等は中小法人の事業活動に不可欠な経費となっている。なお、建設産業においては、近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺の生活環境への配慮により発生する工事原価であるものの、一定の基準に基づかない支払いなどは、交際費と認定される場合が少なくない。そのため、中小法人の交際費課税に係わる特例措置（800万円までの交際費等の全額損金算入又は接待飲食費の50%の損金算入のいずれかを選択適用）を延長していただきたい。併せて、資本金の額等が100億円以下の法人に係る接待飲食費の50%の損金算入の特例についても延長していただきたい。</p> <p>⇒適用期限を2年延長する。</p>	<p>【延長】</p> <p>○</p>

なお、「Ⅱ.運用・手続き等の改善要望」などの建設業における税制上の課題については、長期的な要望が含まれていることから、今後も引き続き要望することを検討いたします。